

◎ 内容を十分に必ずお読みください!

LPガス販売に関する重要なお知らせ

この書面は、液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律（以下「液化石油ガス法」という。）第14条並びに特定商取引に関する法律（以下「特商法」という）第4条及び第5条に規定する事項をお知らせいたします。

お読みになった後は、大切に保管をお願いいたします。

1. 液化石油ガスの種類

お届けする液化石油ガス（以下「LPガス」という。）は、「い号液化石油ガス」です。

2. LPガスの引渡・供給の方法及びLPガス料金

LPガスを充填した容器をガス切れのないように配送・交換し、供給設備に接続し、供給します。また、バルク供給の場合は、お客様のガス使用量に応じてバルク貯槽にLPガスを充填します。

ただし、内容積8リットル以下の容器に調整器を取り付けてLPガスを供給する場合はこの限りでは有りません。

LPガス料金については別の料金表に示しております。

3. 供給設備及び消費設備の管理の方法

(1) お客様の保安責任

お客様は、ガスメーター出口から燃焼機器等までの消費設備について、善良な管理者の注意をもって、日頃の安全維持管理をお願いいたします。具体的には、お客様がLPガスをご使用になる場合は、本書面と別にお渡しする「周知文書」に記載されている保安に関する注意事項を遵守されるようお願いいたします。

この周知文書に記載した注意事項に反して生じた事故・災害の責任は、原則として、お客様に帰することとなりますのでご注意ください。

(2) 当社（店）の保安責任

容器からガスメーター出口までの供給設備は、当社（店）または当社（店）の委託した保安機関が定期的に点検を行い、その維持管理について責任を負います。

(3) その他のお願い

①お客様の敷地内にある供給設備について、当社（店）または当社（店）の委託した保安機関以外の者によって、みだりに変更等を加えないようご注意ください。

します。もし、第三者による供給設備の変更・損壊・移動等が発生した場合は、当社（店）まで速やかにご連絡くださるようお願いいたします。

②お客様がLPガス機器を新たに設置される場合は、安全管理の観点から当社（店）に必ずご連絡をお願いいたします。

4. LPガスの供給にかかる保安業務の実施者とその責任

(1) 保安業務の実施者及び責任

LPガス供給にかかる保安業務については、当社（店）が自ら実施するか、または、別表1（P.7）に記載した当社（店）が委託する保安機関が責任を持って実施します。

(2) LPガス消費設備の調査

LPガス消費設備の調査の実施に際して、お客様が不在の場合は、不在連絡票を発行しますので、調査希望日のご連絡をお願いします。なお、当社（店）または当社（店）の委託した保安機関が3回訪問してもご不在の場合は、お客様のLPガス消費設備が技術上の基準に適合しているか確認が取れませんので、お客様自身が自己責任で管理・使用されますようお願いいたします。

(3) LPガス消費設備の調査結果

LPガス消費設備の調査結果は文書をもってお知らせいたします。その結果が、液化石油ガス法の技術上の基準に適合していない場合は、改善のお願いをさせていただきますので、速やかな改善をお願いいたします。なお、改善をしない場合は、災害の発生のおそれがあります。場合によっては、LPガスの供給を停止することがありますので、ご理解・ご協力をお願いいたします。

(4) LPガス設備の点検・調査の拒否等

LPガス設備の点検・調査を拒否したり、お客様が改善を講じなかったために起こった災害などによる損害は、当社では責任を負いかねます。また、保安上の理由によりLPガスの供給を停止した場合の損害も当社では責任を負いかねます。なにとぞご理解のほどをよろしくお願いいたします。

(5) 緊急時の連絡先

当社（店）または当社（店）が委託した保安機関は、24時間緊急体制をとっておりますので、ガス漏れ等の災害の発生やその恐れがある場合は、直ちに別表1（P.7）に記載した「緊急時対応、緊急時連絡の欄の保安業務実施者（社）」にご連絡をお願いいたします。

5. 供給設備及び消費設備等の所有関係とLPガス販売契約解除時の取扱い

(1) 供給設備の所有関係

お客様の敷地内に設置している供給設備（容器からメーター出口までの設備）は当社所有のものです。（別表2に記載のとおり）

(2) 消費設備等の所有関係

別表2の表に示す消費設備等を当社（店）の費用負担によって設置し、お客様にご利用いただいております。そのため、毎月のLPガス料金に合算して請求させていただいておりますのでご了承ください。

（※注）当社（店）所有の消費設備等をご利用いただいている場合には、機器利用料（円）が別途加算されます。（←三部制料金採用の場合）

（※注）当社（店）所有の消費設備等をご利用いただいている場合には、機器利用料（円）が含まれております。（←二部制料金採用の場合）

(3) 設備の転貸・売却の禁止

当社（店）の所有の設備を利用して、他のLPガス販売事業者からLPガスを購入することはできません。また、その設備をお客様が転貸・売却することはできませんのでご注意ください。

(4) LPガス販売契約解約時の取扱い

お客様ご本人から当社（店）にLPガス販売契約の解約の申し出があった場合は、当社（店）は原則として、一週間以内に供給設備を引き取るものといたします。費用負担は「P.4の6」の通りです。

また、未払いのガス料金、当社（店）所有の消費設備等がある場合はその清算等に要する諸費用をお支払いいただくことが引き取りの条件となります。

ただし、次の場合は、供給設備をお客様の敷地内等に引き続き置かせていただくことがあります。

- ①お客様に設置されている供給設備が、他のお客様へもLPガス供給をしている場合（小規模導管供給・集合住宅等）
- ②当該設備が、業務用等の大規模な設備の場合であって、撤去に日数を要する場合
- ③その他、当該設備を引き続き設置することをお客様が同意した場合

(5) LPガス供給設備の買取り

お客様が、供給設備の買取りを希望される場合は、「時価相当額」で買い取っていただきます。

(6) 消費設備の清算・供給設備等の買取り計算式

LPガス販売契約の解約などによる、消費設備の清算または供給設備等の買取りは「時価相当額」で買い取っていただきます。

「定額法による時価相当額」の計算方法は、以下の通りとなります。

$$\text{時価相当額} = A - (A \times \text{償却率}) \times \text{経過月数} \div 12$$

注1：Aとは供給設備及び消費設備等の設置当初の費用である。

注2：上記の計算方法は、定額法であり、償却率は機器の耐用年数により異なります。

注3：定率法やその他の方式により、時価相当額を明示する場合は、別途お知らせいたします。

6. 供給設備及び消費設備等についての費用負担

お客様のご事情により、当社（店）所有以外の供給設備及び消費設備等の変更・修繕・撤去等に要する費用については、お客様にご負担をお願いいたします。

なお、それらの費用については別途お見積りさせていただきます。

7. LPガスの計量の方法、料金とその支払方法

(1) メーター検針による料金計算による請求

計量法に基づき、ガスメーターに表示されたガス通過量を定期的に検針し、ガス使用量に応じた料金を別に交付する「LPガス料金表」に基づき請求いたします。

期日までにガス料金を所定の方法（口座自動振替、振込、現金等）により、お支払いをお願いいたします。

また、前記の「LPガス料金表」は、本書面と同時に交付いたします。その後、仕入れ価格などの変動や社会情勢や経済情勢等により、値上げまたは値下げする場合は、その都度、理由を付して変更となる「LPガス料金表」を事前（原則1か月前）に交付いたしますので、大切に保管をお願いいたします。

LPガス料金等の支払いを 1か月以上滞納された場合には、事前にご連絡のうえ、LPガスの供給を停止させていただく場合がございますので、ご理解のほどお願いいたします。

(2) LPガス料金の計算方法

毎月お支払いいただくLPガス料金は下表のとおり、基本料金、従量料金、設備利用料により構成しており、これらを合算してご請求させていただきます。

料金項目	金額（消費税別）	項目の内容
基本料金	保安管理費用 供給設備の設置費用等	LPガスの使用に関係なく一律お支払いいただく料金です。
従量料金	原料費 販売経費等	LPガスの使用量に応じてお支払いいただく料金です。
設備利用料		消費設備等を当社が所有し、お客様に貸与している設備がある場合にお支払いいただく料金です。

別表1

保安業務の実施者及び責任

LPガス供給にかかる保安業務については、当社(店)が自ら実施するか、または、下記に記載した「保安業務実施者(社)」である当社(店)が委託する保安機関が責任を持って実施します。

保安業務区分とその実施者(社)

【保安業務区分】

保安業務の区分	業務の内容
①供給開始時点検・調査	供給開始時の供給設備と消費設備の点検と調査
②容器交換時等供給設備点検	容器交換時(検針時)等の供給設備の点検
③定期供給設備点検	供給設備の点検
④定期消費設備調査	消費設備の調査
⑤周知	LPガス使用に伴う災害の発生防止の必要事項のお知らせ
⑥緊急時対応	LPガスに関する災害及び災害発生の恐れがあることの通知を受けた場合の措置
⑦緊急時連絡	LPガスに関する災害及び災害発生の恐れがある通知を受けた場合の連絡対応

保安業務実施者(社)

(注) 保安業務区分の番号は上記保安業務の内容です。

保安機関の名称	住所	電話番号	保安業務区分
		平日(~ 時)	①②③④⑤⑥⑦
		夜間・休日等(~ 時)	
四国中央市三島宮川2丁目1-6 有限会社 鈴木住宅設備 TEL.0896-23-2269 FAX.0896-23-0521		平日(~ 時)	①②③④⑤⑥⑦
		夜間・休日等(~ 時)	
		平日(~ 時)	①②③④⑤⑥⑦
		夜間・休日等(~ 時)	
		平日(~ 時)	①②③④⑤⑥⑦
		夜間・休日等(~ 時)	

LPガス供給・LPガス器具・LPガス設備等販売のご契約内容

ご契約日 年 月 日

お客様	ご氏名	様
	ご住所	
	電話番号	

商品、役務又は権利の種類	LPガス供給		
商品名	い号 LPガス		
型式	-		
数量	メーターによる使用量		
商標又は製造者名	-		
商品の引渡時期 役務の提供時期 権利の移転時期	年 月 日	年 月 日	年 月 日
販売又は提供価格	別添の「LPガス料金表」によります。	円	円
支払い回数	LPガス供給中、毎月1回	回	回
お支払い時期	<input type="checkbox"/> 毎月末 <input type="checkbox"/> 毎月____日 <input type="checkbox"/> その他()	<input type="checkbox"/> 毎月末 <input type="checkbox"/> 毎月____日 <input type="checkbox"/> その他()	<input type="checkbox"/> 毎月末 <input type="checkbox"/> 毎月____日 <input type="checkbox"/> その他()
お支払い金額	別途、毎月お知らせします。	毎月 円	毎月 円
最終お支払日と金額	-	年 月 日 円	年 月 日 円
お支払い方法	<input type="checkbox"/> 現金持参 <input type="checkbox"/> 集金 <input type="checkbox"/> 口座振替 <input type="checkbox"/> 振込 <input type="checkbox"/> その他()	<input type="checkbox"/> 現金持参 <input type="checkbox"/> 集金 <input type="checkbox"/> 口座振替 <input type="checkbox"/> 振込 <input type="checkbox"/> その他()	<input type="checkbox"/> 現金持参 <input type="checkbox"/> 集金 <input type="checkbox"/> 口座振替 <input type="checkbox"/> 振込 <input type="checkbox"/> その他()

※口座振替の場合は振替日が金融機関の休業日の場合は翌営業日となります。

販売事業者の氏名又は名称	四国中央市三島宮川2丁目1-6	代表者氏名	
販売事業者住所	有限会社 鈴木住宅設備	電話番号	
販売所名	TEL.0896-234269	番号	
販売所所在地	FAX.0896-234052	氏名	

■ガス料金をお支払いいただけない場合には、事前にご連絡の上、LPガスの供給を停止することがあります。

■LPガス販売契約をクーリング・オフ期間外において解除される場合は、「5. 供給設備及び消費設備等の所有関係とLPガス販売契約解除時の取扱い」の「(4) LPガス販売契約解約時の取扱い」によります。

【供給設備一覧】

供給設備の名称・型式・数量等		
名称・型式	数量	設置費用(注)
容器		
高圧ホース		
調整器		
ガスメーター		
配管一式		
その他		

【当社(店)所有の消費設備等一覧表】

名称	数量	設置年月日	設置費用	備考
			円	
			円	
			円	
			円	
			円	

(注)法令の要件とはなっておらず、所有関係が誰が有しているかが明確となればよい事項であるが、供給設備を買い取っていただく際には必要となる

本文書において重要事項等の説明を受け、内容を承諾いたしました。

署名

印